

令和5年第2回農業委員会総会議事録

令和5年2月20日（月）第2回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰
	11番	宮脇 繁		12番	眞壁 勲二
	14番	藤川 雅		15番	山田 條一
				16番	大原 砂利
	17番	奥津 忠和			

推進委員 9人

			2番	眞壁 正司	3番	泉 登
	4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
	7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司				

欠席委員 3人

	10番	神山 順一	13番	伊達 修史	1番	谷岡 收藏
--	-----	-------	-----	-------	----	-------

議事	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第7号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について

報告事項	法務局照会について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主幹	川添 和之
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時00分)

川添主幹	ただいまから新見市農業委員会第2回総会を開催いたします。本日の出席は、25名で欠席の方は10番神山委員、13番伊達委員、推進委員1番谷岡委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。先月、総会終了後の有志による新年会は、久しぶりに大いに盛り上がり終わりました。準備していただきました各部会の会長さん、副会長さんには大変お世話になり、ありがとうございました。遅くなりましたが、心からお礼を申し上げます。また、近いうちに同様な機会があることを念じて、今日もよろしく願います。
川添主幹	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、14番藤川委員に先導をお願いいたします。
藤川委員	「農業委員会憲章」の先導
川添主幹	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、12番眞壁委員、14番藤川委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第6号農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が1件ございました。1番でございますが、現地確認を2月8日に行っております。場所は上神代、現況地目は田7筆・畑5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまし

て農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は県外に居住しており、近隣で以前から申請地の一部を管理している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番

三上委員

6番三上です。確認を2月8日に、奥津委員、奥津推進委員、私とで行いました。場所は、国道182号線JR市岡駅より進むと●●●があります。そこから300m、東城方面に行きますと右手に譲渡人の兄の住居だった家があります。その住宅の周りに申請地がありました。1筆●●●●—●畑だけが国道182号線の左手にありました。譲渡人、譲受人は親族であり、譲受人は以前から耕作されております。お兄さんは亡くなられ、お姉さんがおられますがご高齢です。弟さんも管理できないので売買の話となり問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続いて、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第7号農地法第4条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第7号第1番でございます。確認を2月8日に行っております。場所は、下熊谷、現況地目は田1筆でございます。転用目的は墓地の設置で、現在の墓地は親戚の所有地なので自宅に近い申請地に

移転したいというものです。期間は令和5年2月20日から2カ月間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費・移転費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。

赤井委員

4番赤井です。現地確認を2月12日、眞壁委員、谷岡推進委員、私と行いました。場所は、農協飼料センターの向かいぐらいのところであり、家のすぐ下が田です。法面と田の一部をもって墓地を作りたいということですが、何ら支障ないのでよろしくお願ひします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第7号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第8号農地法第5条の申請につきまして2件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を2月8日に行っております。場所は馬塚、現況地目は田2筆でございます。転用目的は防災機能強化事業による電力供給施設整備です。転用理由は、防災機能強化事業として、太陽光発電システム・蓄電池などを備えた電力供給設備の整備を行う、というものです。契約の種類は賃貸借権設定です。工事期間は令和5年2月20日から令和6年5月20日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はない

	<p>と考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、工事費は記載のとおりで、自己資金によるものです。この後、総務課安達課長補佐より説明があります。事務局からは以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>それは、この件について総務課安達課長補佐から説明をお願いします。</p>
<p>安達課長補佐</p>	<p>総務課の安達です。総務課から申請させていただきました1番目の案件について、簡単に事業内容を説明させていただきます。転用させていただきたい目的としては、防災機能強化事業で総務課にて取組む内容となっております。理由としましては、書いてあるとおりなのですが、昨年の夏、台風が来た時に南庁舎の建物が長期間停電することがございました。この建物は、非常用発電装置を持っておりますが、それだけではもたなかったのではないかと考えられております。ところが、この施設は上に太陽光パネルをのせております。そちらの電力供給と非常用発電装置とで電力を賄いあってまるまる二日間、乗切ることができたという状況がございます。非常用発電装置だけでは非常に心もとなく、その他の方で特に重要なインフラ施設につきましては、元々非常用発電所はあるのですが太陽光発電の設備も兼備えて、売電をするのではなく施設で全部使い切る目的の太陽光システムを導入していこうと、防災機能強化事業として取り組む内容でございます。今回申請させていただいておりますのが、馬塚の上水道の施設でございます。もう一つ、下水道課下水道浄化センターの方も取り組む予定にしておりますが、浄化センターは余剰の土地がございますのでそちらで取り組みます。馬塚の上水道につきましては、敷地面積が非常に狭くて困っておりましたが馬塚の上水道課隣接の農地をお借りすることで対応ができるということで、これをさせていただきたいと思っております。申請について皆様でご審議をお願いいたします。説明は以上になります。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。</p>
<p>眞壁委員</p>	<p>12番眞壁です。何度も現地確認をしました。貸付人の水田のほとんどを装置のために使用することで本人も賛成しておりますので問題ないと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員、総務課安達課長補佐の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。17番。</p>
<p>奥津(忠)委員</p>	<p>17番奥津です。賃借料はどのような計算で出したのですか。</p>

安達課長補佐	これは、ここで取れる米の俵数からだいたいこのぐらいではないかと話をさせていただいております。
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>採決に入りますので、総務課安達課長補佐の退席をお願いいたします。それでは議案第8号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第8号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>第2番でございますが、現地確認を2月8日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は田1筆でございます。転用目的は住宅の新築です。転用理由は、譲受人は実家南側に接する申請地に住宅木造平屋建てを建設するものです。なお、譲受人はUターンの転入者です。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年4月1日から令和5年10月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成、建物建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。
赤井委員	<p>4番赤井です。確認日は2月11日、眞壁委員、谷岡推進委員、私とで行いました。場所は、岩山駅から新見よりへ150m西に行った右側です。実家のすぐ西側で、所有者は耕作しておりません。何ら支障ないのでよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

ご意見、ご質問ございませんので、議案第8号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、2番については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員 (よろしい。)

会 長 それでは諮問不要とし、許可を決定します。続きまして、議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。

森本局長 今回、新規の貸し付けが10件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番西方、田1筆、4年9ヶ月使用貸借、2番唐松、田1筆、5年使用貸借、3番神郷下神代、田3筆、10年貸貸借、4番神郷下神代、田1筆、10年貸貸借、5番神郷下神代、田1筆、10年使用貸借、6番哲多町大野、田1筆、10年使用貸借、7番哲多町大野、田2筆、7年使用貸借、8番哲西町上神代、田2筆、10年貸貸借、9番哲西町上神代、田5筆、10年貸貸借、10番哲西町上神代、田5筆、10年貸貸借。なお7番については農地中間管理事業となっております。また、3番4番8番9番10番は1ヶ月期限が切れているため新規としております。新規については以上です。

会 長 新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番を推進委員4番。

溝尾委員 推進委員4番溝尾です。2月16日に倉脇委員と現地確認しております。場所は、西方から上市に越すところに●●●●があります。その下に堤がありその下の真ん中の田を50年以上耕作されてませんが草刈りはされておりました。高齢のため草刈りもできなくなりましたので利用権設定をお願いするものです。

会 長 続いて、推進委員5番。

三輪委員	<p>推進委員 5 番三輪です。確認を 2 月 1 8 日、逸見会長、伊達委員、私とで行いました。場所は、唐松地内の●●●の正面玄関前の道を隔てた反対側になります。問題ありません。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>続いて推進委員 8 番。</p>
信谷委員	<p>推進委員 8 番信谷です。3 番 4 番は同じ場所なので合わせて説明させていただきます。2 月 1 1 日に仲田委員、大原委員と確認しました。場所は、市役所神郷支局の東に隣接したところに 4 枚並んでありました。問題ありません。5 番は、国道 1 8 2 号から神郷支局に斜めに行く降り道があります。それを降りた所に 1 枚東側にありました。問題ありませんでした。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>続いて推進委員 9 番。</p>
逸見委員	<p>推進委員 9 番逸見です。現地確認を 2 月 1 2 日、井藤委員、宮脇委員、小川委員と私で行いました。場所は、本郷小学校から県道哲多哲西線を 5 キロ上り、頂上から 5 0 m 先の左側にあります。問題ないと思います。7 番は、その場所から更に 1 0 0 m 行ったところに分かれ道がありそこを左に進み 2 0 0 m 先のところにありました。その辺りは圃場整備がされており 2 枚並びの大きな田です。以上です。</p>
会 長	<p>続いて推進委員 1 0 番。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員 1 0 番奥津です。現地確認を 2 月 8 日、奥津委員、三上委員、私と 3 名で行いました。場所ですが、国道 1 8 2 号線市岡駅より神郷方面に 5 0 0 m 行った右手に 2 枚ありました。9 番 1 0 番ですが、市岡駅より東城方面へ 1 キロ先の右手中国自動車道を潜ったところへありました。期限切れですが、借受人がずっと耕作されていたので綺麗に整備されておりました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 9 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	再設定が5件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
	(ありません。)
	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第4号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、再設定は決定といたします。15分ほど休憩にします。
	～ 休 憩 ～
会 長	時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	法務局照会について、今回3件ございました。1番の場所は千屋、確認を1月4日に行いました。登記地目は田3筆・畑2筆、現況地目は原野・山林という申請で、該当地は時期不詳で原野・山林となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。2番の場所は千屋、確認を1月4日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は山林という申請で、該当地は時期不詳で山林となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。3番の場所は千屋、確認を1月4日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、

	該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。
会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。2番。
小田委員	2番小田です。現地確認を12月30日、泉推進委員、眞壁委員と行いましたが、現地へ行くことができず道のほうから見ました。改めて2月12日に行きましたが雪で現地へ入れず道から見ました。場所は、新見多里線を千屋から1キロ新郷方面へ行き代城線との基点から見て南に2枚、すずかみ線の基点から南に2枚、●●に4枚あります。全て原野になっております。
会 長	次に転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が3件でしております。大佐大井野地内、農地法第4条一時転用良嵩上げ。神郷油野地内、農地法第4条一時転用嵩上げ、豊永宇山地内、農地法第4条一時転用嵩上げ。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。3番。
宮本委員	3番宮本です。2月18日に確認しました。前回の調査から変わっておりません。50%の進捗状況でした。
会 長	はい、16番。
大原委員	16番大原です。2月11日に、信谷推進委員、仲田委員と確認しました。2回目になりますが、申請者の方の話では盛土が少し不足しており、今年1年内には完成させますと言われております。進捗状況は50%ぐらいです。
会 長	続いて、9番。
藤本委員	9番藤本です。現地確認は、2月19日にしました。現況は5割ぐらいです。申請者本人の話では、もう一年半はかかりそうだと言われております。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。

森本局長	利用権設定中途解約合意書について3件出ております。哲多町大野地内、リンドウの入替時期のため。2番哲多町老栄地内、借受人が高齢及び人手不足のため。3番哲西町上神代地内、利用権設定された土地を3条で売買するため。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。推進委員9番。
逸見委員	推進委員9番逸見です。借受人の方に電話確認しました。ここではリンドウ作りを止め、場所を変えて先程許可されました所で新たに作ります。跡地については、貸付人か他の方が米を作ると聞いていますとのことです。続いて2番、解約の理由は記載のとおりで、次の耕作者はまだ決まってないようです。
会 長	続いて、推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。本日議案第6号3条で許可された件です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。 (ありません。) 続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。
森本局長	事務局よりお願いがあります。農業委員会委員及び最適化推進委員の推薦、応募の用紙添付書類としての住民票が必要となります。住民票は本籍続柄が記載されたものが必要となりますのでよろしくをお願いします。以上です。
小林主査	本日この後、研修の件について説明させていただきます。コンベックス岡山で受けていただきますが、座席が指定されております。C列D列が充てられております。よろしくをお願いします。バスが10時45分に来ます。それまで待機して乗って下さい。
川添主幹	次回の総会でございますが、3月17日金曜日の午前9時30分から南庁舎3階大会議室でございます。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田

仲田委員	代理にお願いします。 以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）
	(閉会時刻 午前 10 時 20 分)

令和5年2月22日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____